平成２２年（フ）第２３８１号
福岡市城南区神松寺１丁目１番23号
債務者　吉田　博昭
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３９１号
福岡市東区原田２丁目29番44号
債務者　上村　千賀
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３９６号
福岡市南区大橋１丁目19番16―202号
債務者　瀬口未希子（旧姓中森）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４０９号
福岡市早良区原団地54番505号
債務者　森　すみれ（旧姓桑野）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４１３号
福岡市城南区樋井川３丁目17番12―302号
債務者　多久美穂子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４１８号
福岡市西区愛宕浜２丁目２番７―506号
債務者　糸満　和之
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４１９号
福岡市西区壱岐団地58番505号
債務者　樋口　　瞳
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４２３号
福岡市南区中尾２丁目25番10号
債務者　平原　英夫
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４４２号
福岡県筑紫郡那珂川町松原２番10―401号
エバーライフパセオ博多南
債務者　進　　恭子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４４３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋772番地18
債務者　宮崎　将昇
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４５１号
福岡市南区皿山２丁目８番30―103号
債務者　福田　昌彦
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４８４号
福岡市東区松島２丁目２番43号
債務者　畠山　幸江（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４８６号
福岡市城南区田島３丁目13番14号
債務者　渡邉　梨絵
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５１１号
福岡市南区花畑２丁目６番17―103号
債務者　山内　　斉
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５３２号
福岡市早良区原２丁目13番17―101号
債務者　鳴戸　裕介
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３７２号
沖縄県浦添市伊祖２丁目28番６―301号　伊祖アパートⅡ
債務者　仲宗根美那子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４０２号
沖縄県那覇市字真嘉比337番地１　シティオ・アレグレ401
債務者　川平真由香（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２２０号
長崎県長崎市平間町1309番地14
債務者　江浦　慎一
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係